鳥取県内のハローワークで雇用保険を受給中の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための失業認定日の特例措置について

今般、緊急事態宣言が発令され、更なる感染防止の観点から、令和2年5月29日（金）までの間、失業の認定は原則、郵送により実施することとしますので、郵送での認定を希望される方は、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

ただし、当初指定の失業認定日での来所を希望される場合については、事前のご連絡は不要ですので、指定の失業認定日にご来所ください。

※失業給付にかかる郵送の取扱は、失業認定等の手続きに限りますので、受給資格決定、金融機関指定・変更届などは、本取扱の対象とはなりません。管轄のハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。

鳥取労働局・ハローワーク

2020年4月27日